

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	37	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大等）	
要望内容（概要）	<p>金融所得に対する課税について、多様な金融商品（上場株式、公募投資信託、特定公社債、先物取引等）を一元的に捉え、その課税方式の均衡化を図り、併せて金融商品間の損益通算を広く可能とするほか、上場株式等と先物取引について認められている損失の繰越控除（3年間）を拡大していく税制措置を講じる。具体的には、商品先物取引の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益等について、特定口座等の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、上場株式等の譲渡損益等との損益通算の対象に含める。</p>	
関係条文	<p>〔 地方税法第23条、第32条、第71条の5、第71条の6、第71条の27、第71条の28、第71条の48、第71条の49、第313条、附則第35条の2～第35条の4の2 〕</p> <p>【国税関係法令の条文】 所得税（所得税法第23条、第24条、第33条、第35条、租税特別措置法第3条、第8条の4、第8条の5、第9条の3、第37条の10、第37条の11の6、第37条の12の2、第37条の13～13の2、第41条の10、第41条の14及び第41条の15）</p>	
減収見込額	<p>[初年度] ▲110 (—) [平年度] ▲110 (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、金融商品を介した市場への資金供給を円滑なものとし、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。また、我が国取引所の国際競争力の強化とユーザーの利便性向上を図ることを目的とした総合取引所が本年（令和2年）7月に実現しており、併せて本税制措置を講ずることによって、ユーザーの利便性を一層向上させることで資金供給の更なる円滑化と市場の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の個人金融資産は、約1,800兆円程度もの規模であるが、その約半分は現預金で保有・運用されており、この割合は、諸外国に比べて高い。そのため、株式や投信、債券など現預金以外での資産運用がなされている比率は諸外国に比べて低い水準に留まっている。潤沢な個人金融資産の存在は我が国にとって大きな財産であり、家計の資産運用行動に対して、我が国の産業の成長に寄与する形での変化を促進できれば、成長分野への資金供給の流れを形成することが可能となる。金融商品を介した家計から市場および企業部門への資金の好循環をもたらすためにも、金融所得に係る課税関係をリスクリターンに応じた簡素で中立的な税制とすることが必要である。</p> <p>また、近年、我が国商品先物取引市場の流動性が減少し、商品先物市場が持つ価格変動リスクのヘッジ機能等の低下が懸念されているとともに、商品は株式等の分散投資先としても有効とされていることから、商品先物等に対する個人からの投資環境を整備する必要がある。このため、商品先物取引・商品ファンドを含めた金融所得課税の一元化を図り、損益通算等の範囲を拡大し、簡素で中立的な税制とすることが必要である。</p>	

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤
	政策の達成目標	金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	適用期限の定めのない措置を要望
	同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
	政策目標の達成状況	商品先物については、個人投資家が平成16年に比べ25%以上減少して、令和2年年初で約7.6万人にまで落ち込んでいる。商品市場が縮小したことにより、原材料等購入のために商品価格の変動リスクを固定化したいという我が国企業の価格のヘッジニーズに応えられていない状況。このため、本措置の導入により、証券・商品市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化を図る。
有効性	要望の措置の適用見込み	商品先物等に係る適用見込み 商品先物等については、商品先物や商品ファンド等への投資を行っている個人投資家とその内の損失者数を推計すると、本措置の潜在的な利用者は約1万人と推定される。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	我が国企業が、個人金融資産を活用して株式や社債等の金融商品を通じた市場からの資金調達が実施しやすくなることは、資金調達手法の多様化、適時適量な資金調達と投資の実行等にも資するものであり、有効なものであるといえる。 また、個人金融資産が商品先物市場に流動性を与えることにより、我が国企業が、商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となることで、我が国企業の国際競争力が高まることから、有効であるといえる。また、株式の配当・譲渡損益等と商品先物の損益通算が可能となることをインセンティブとして商品市場に参加する個人投資家が増加することが期待され、それにより投資家の利便性が高まり、取引活性化に資するものであるため、有効なものであるといえる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を税制面で整備するための要望であり、予算その他の措置によっては実現することはできないことから、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>本要望と関連する過去の要望は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式投資信託の譲渡損益と株式等にかかる譲渡損益の損益通算及び上場株式等の譲渡損失にかかる3年間の繰越（平成15年度税制改正） ・ 公募株式投資信託の譲渡益課税の上場株式並みの軽減（譲渡益に対する10%の優遇税率の適用、譲渡損失の繰越控除制度の対象への追加、平成16年度税制改正） ・ 上場株式等の譲渡損失と配当の損益通算（平成20年度税制改正） ・ 平成23年度税制改正大綱において、金融証券税制については、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討することとされた。 ・ 平成24年度税制改正大綱において、金融証券税制については、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討することとされた。 ・ 平成25年度税制改正大綱において、上場株式等と特定公社債等の譲渡損益等について、損益通算が認められた。また、平成25年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、対象に公社債等を含める今回の改正を踏まえつつ、総合的な取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する」と記載された。 ・ 平成26年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」と記載された（平成27年度も同様の記載）。 ・ 平成28年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」と記載された（平成29年度～平成31年度も同様の記載） ・ 令和2年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」と記載された。
ページ	37 — 4